

## 川口漁業協同組合内共第3号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、川口漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、てながえび、もくずがに、うなぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則の適用範囲は次のとおりとする。

内共3号共同漁業権のうち福岡県久留米市城島町基点第11号及び第12号を結ぶ直線から基点第15号及び第16号を結ぶ直線の間、筑後川本流及び同支派流並びに基点第17号及び第18号を結ぶ直線から上流の早津江川及び同支派流の区域。

(遊漁料の納付義務等)

第3条 前条で規定する漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には、様式(1)による遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者を言う。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
手釣、竿釣	1人3本以内 吸込釣は川岸より25m以内
投網、たも網	1人1統 たも網の口径は1m以内
四手網	1人1統1箇所
うけ類	1人5個以内
ろううけ	1人10個以内
うなぎ笊	1人5個以内

2 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法で遊漁してはならない。

魚種	漁具、漁法
こい、ふな	三重底刺網
	空針釣り（ひっかけ釣り）
うなぎ	柴漬

（禁止期間）

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる期間中遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 期間	備考
てながえび	7月1日から8月31日まで	
もくずがに	12月1日から翌年8月31日まで	
こい、ふな	6月1日から6月30日まで	福岡県漁業調整規則

（全長等の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ中欄に規定する大きさのものを採捕してはならない。

魚種	全長等	備考
てながえび	体重0.3g以下	
もくずがに	甲長4cm以下	

（禁止区域）

第7条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域においてウ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	備考
こい、ふな、てなが	佐賀県佐賀市諸富町	11月1日から	
	蒲田津橋から橋津橋(堂がい橋)まで	3月31日まで	
えび、もくずがに、うなぎ	久留米市城島町	11月1日から	福岡県 漁業調 整規則
	江島灌水機入口からお仙荒子まで	3月31日まで	
	久留米市城島町	11月1日から	
	番所水門から上流400mまで	3月31日まで	
	久留米市城島町大字大依	11月1日から	
	大清橋から下流1,000mまで	3月31日まで	

(遊漁料の額および納付の方法)

第8条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
こい、ふな、てなが えび、もくずが に、うなぎ	手釣、竿釣、徒手	1日	500円
こい、ふな、てなが えび、もくずが に、うなぎ	投網、たも網、さで網、 四手網、うけ類、ろう うけ、徒手	1年	7,000円

2 第3条第2項の規定により承認を受けた者で、ア欄に掲げる内容で、イ欄の規模により遊漁をする場合の遊漁料はウ欄のとおりとする。

ア 漁業の内容		イ 規模	ウ 特別遊漁料
魚種	漁具、漁法		
こい、ふな、てなが えび、もくずが に、うなぎ	船使用(ゴムボートを含む)	1隻以内	1年間 7,000円

3 第1項および第2項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所において行わなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

組合事務所（福岡県大川市大字新田 1 3 1 7 - 2 ・ 1 3 1 8）及び組合が指定した釣具店等。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第 9 条 この漁場区域およびア表に掲げる第五種共同漁業権漁場にかかるすべての漁場区域においてイ表ア欄の水産動物を同表イ欄の漁具、漁法を使用して遊漁しようとする者は、あらかじめイ表エ欄の 1 年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について、福岡県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水面漁連」という。）の承認を受けなければならない。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、イ表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。

ア表

漁場区域	漁業権番号
矢部川	内共第 1 号
筑後川（上流）	内共第 2 号
筑後川（下流）	内共第 3 号
八木山川	内共第 5 号
今川	内共第 6 号
祓川	内共第 7 号
岩岳川	内共第 8 号
花宗池	内共第 9 号

イ表

ア 水産動物	イ 漁具、漁法	ウ 規模	エ 年遊漁料
あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、もくずがに、てながえび、うぐい、すっぽん	手釣、竿釣	3 本以内	1 0, 0 0 0 円
こい、ふな、うなぎ、おいかわ、もくずがに、てながえび、うぐい、す	手釣、竿釣	3 本以内	4, 0 0 0 円

っぼん			
あゆ	手釣、竿釣	1本	8,000円
やまめ	手釣、竿釣	3本以内	3,000円
わかさぎ	手釣、竿釣	3本以内	2,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

内水面漁連（福岡市博多区東公園7番7号）及び内水面関係組合が指定した釣具店等。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は第3条第4項の遊漁料の納付を受けたとき、又は、同条第2項の承認を行ったときは、様式（2）、（3）の遊漁承認証を交付するものとする。

内水面漁連は第9条第1項の遊漁料の納付を受けたときは様式（4）の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第11条 遊漁者が遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

2 遊漁者は漁場監視員の要求があった時は、遊漁承認証を提示しなければならない。

3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 釣りによる遊漁は、日没から日の出までの間は禁止する。

5 この漁場区域に架設された橋梁上からの遊漁を禁止する。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、この規則施行に関し、必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式（5）の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第13条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがあ

る。

この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は認可の日から施行する。

様式（1）

遊 漁 承 認 申 請 書

川口漁業協同組合長 殿

住所

氏名

川口漁業協同組合遊漁規則第3条の規定により遊漁の承認を受けた  
いので、下記のとおり申請します。

記

1 期 間                      年      月      日から      年      月      日

2 魚 種

3 漁具、漁法

4 区域

様式（２） 遊 漁 承 認 証（日釣り券）

表

裏

No. _____ 遊 漁 承 認 証 下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	住所
	氏名 (才)
承認期間 年 月 日	
魚 種	
漁具漁法 釣り（３本以内）	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
川口漁業協同組合	

注 意 事 項
1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。
2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
3 遊漁者は漁場監視員の要求があつたときは遊漁承認証を提示しなければならない。
4

様式（３） 遊 漁 承 認 証（年券）

表

裏

No. _____ 遊 漁 承 認 証 下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	住所
	氏名 (才)
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
川口漁業協同組合	

注 意 事 項
1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。
2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
3 遊漁者は漁場監視員の要求があつたときは遊漁承認証を提示しなければならない。
4

様式（４） 県内共通遊漁承認証

表

裏

No. _____ 遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。		<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> 1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。 4			
遊漁者	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">住所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">(才)</td> </tr> </table>		住所		氏名
住所					
氏名	(才)				
承認期間 魚 種 漁具漁法 釣り（３本以内） 遊漁区域 遊漁料 発行者 福岡県内水面漁業協同組合連合会					

様式（５） 漁場監視員証

表

裏

No. _____ 漁場監視員証 下記の者は当組合の監視員であることを証明する。		<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> 1 監視員が漁場を監視するときは、この監視証を携帯しなければならない。 2 監視員は、違反漁業を発見したときは直ちに中止させ適当な措置を行うこと。
住所		
氏名		
有効期間  発行者 川口漁業協同組合		